平成２８年（フ）第２６１２号
横浜市鶴見区東寺尾中台12―10　キグマハイツ210、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾中台７番４―306号　ダイアパレス東寺尾
債務者　峯岸　　智
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３１号
横浜市西区南浅間町12番地の１
債務者　岡田　　剛
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３４号
横浜市泉区弥生台36番地30　507
債務者　甲斐　健児
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３６号
横浜市神奈川区平川町14番地３　山二ビル308号
債務者　中村　金成
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３８号
横浜市青葉区千草台28番地４　エスポワール藤が丘106号
債務者　小野寺経子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６１５号
神奈川県茅ヶ崎市今宿333番地１―201号
債務者　高木　永子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９９号
茨城県石岡市吉生246番地５
破産者　永井　和夫
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
千葉県印西市小倉台３丁目１番地15棟501号
破産者　檜山　哲男
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４５号
茨城県土浦市木田余3586番地２、前住所茨城県土浦市桜町１丁目13番５号
破産者　酒井　博之
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５１０号
さいたま市浦和区大東３丁目37番５号202、破産手続開始時の住所さいたま市浦和区大東３丁目34番６号
破産者　三宅　京子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９１号
埼玉県川口市北原台１丁目12番１―104号　シャルム東川口弐番館
破産者　中川　久登
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８３号
埼玉県川口市西川口２丁目20番１号　コーポ西川口203号
破産者　山田　大助
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０００号
埼玉県上尾市仲町２―３―26　ミッドタウンハイツ301号、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市仲町２―３―26　ミッドタウンハイツ203号
破産者　佐藤　靖彦
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００７号
埼玉県川口市大字里1558番地の１　シェルハイツ201号
破産者　難波　啓一
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８６号
埼玉県川口市里1640―１　プラティーククレイブ1105、住民票上の住所埼玉県川口市大字安行領根岸469番地の３
破産者　根本　辰正
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
埼玉県深谷市人見1998番地　皆光園
破産者　石崎　　武
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２号
新潟市西区小針３丁目38番７号
破産者　遠藤寿美子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部